

文京区議会会議規則(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、<u>介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、<u>家族の看護又は介護、災害その他の正当な理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>(新設)</p>